

記

- 第 1 条 本カード会員の定義
- 1 本カード会員（以下「会員」という）とは、本規約を承認の上、入会を申込み、真名子カントリー倶楽部（以下「倶楽部」という）が入会を認め、倶楽部が定める入会金を納付した者とする。  
但し、公序良俗に反する行為者、又、反社会的団体の関係者は会員になれません。
- 2 会員としての資格は、他人に譲渡、貸出、質入れする事は出来ません。
- 3 18歳未満の入会は出来ません。
- 第 2 条 会員権利の制限
- 1 倶楽部の理事会に意見を提出する事、又は会社、理事会等の運営に関し意見を陳述する事は出来ません。
- 2 倶楽部の運営に関する報告、情報を求める事は出来ません。
- 第 3 条 本カードの発行
- 1 第1条に基づき会員となられた方に対し、倶楽部は会員1名につき1枚の本カードを発行致します。
- 2 会員は、本カードに表示された会員のみが利用可能とする。
- 第 4 条 本カードの提示
- 会員が倶楽部を利用する場合、受付の際に必ず本カードを毎回ご提示下さい。  
本カードの提示が無い場合、一切の割引等、会員サービスを受けることが出来ません。スタンプの再印は出来ません。
- 第 5 条 特典
- 各プランの料金から予め設定された料金の割引が受けられます。  
スタンプ割引は別途各種税金、昼食代がかかります。割引額は左記引いた後の半額となります。  
割引サービスは他人への譲渡は可能です。  
※早朝ゴルフ、アフタヌーン、セルフデーは、本サービスを受けることは一切できません。  
また、その他倶楽部が定める日でご利用が出来ない日もございます。
- 第 6 条 入会金のお支払い方法等
- 入会金は当倶楽部へ直接ご持参の上、お支払い願います。
- 第 7 条 会員の資格
- 会員の資格期間は入会日より1年間とし、自動継続は行わないものとする。ポイントに関しても期日と共に無効とする。  
ただし、期限内に更新料金入金に限りポイントは継続とする。
- 第 8 条 届出事項の変更
- 会員は住所等入会申込書に記載した事項に変更があった場合、速やかに書面により倶楽部へ通知するものと致します。また年度内に、65歳以上になる方は、その都度すみやかにフロントへお申し出下さい。
- 第 9 条 本カードの紛失等
- 1 本カードを紛失、破損、盗難にあった場合、速やかにその旨を倶楽部に連絡する。
- 2 盗難、紛失による本カードの再発行は別途手数料1,080円（税込）を頂戴致します。再発行を行わない場合、その後の使用は一切出来ないものとする。  
※カードの再発行は過去のスタンプは付与されません
- 第 10 条 会員資格の停止
- 会員に次の事由が生じた場合、その資格を停止し退会して戴いた上で、交付済の本カードは返却していただきます。この場合の入会金は一切返金致しません。
- 1 倶楽部の名誉を毀損した場合、又は秩序を乱す行為をした時。（判断は倶楽部運営者が行い、一切の異議申し立ては受け付けない。）
- 2 本規約、その他倶楽部の諸規則に違反した時
- 第 11 条 会員の都合による退会
- 会員が自己都合により退会する場合、本カードを返却して頂きます。この場合においても、入会金の返金は致しません。
- 第 12 条 予約に関する注意事項
- インターネット（ゴルフ場予約サイト）からのご予約では各日のサービスは受けられません。  
但し、ホームページからはOKとする。

以上

上記利用規約を当倶楽部従業員から説明を受けましたか？

担当者名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

本利用規約を確認致しました。よって右記サインにより、上記規約を厳守致します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 氏 名： \_\_\_\_\_